記載要領

1　各面共通事項

①「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

② １枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2　第二面関係

「役員」とは、業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を記入すること。

（例）　代表取締役、取締役、会計参与、監査役、代表執行役、執行役、代表社員、理事、監事等

3　第三面関係

業務の内容、業務運営に関する規則等、適格特例投資家限定事業の業務の方法に関する事項を記載すること。

4　第四面関係

① 当該不動産特定共同事業契約の相手方又は事業参加者となる全ての適格特例投資家に関する事項を記載すること。

②「適格特例投資家の種別」の欄には、当該不動産特定共同事業契約の相手方又は事業参加者となる適格特例投資家に関し、その種別が不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第五条第一項各号に規定する種別のいずれに該当するかを記載すること。